「ヘルパーステーションおかじま」 訪問介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています (大阪市指定 第2772701625 号)

社会医療法人 愛仁会

ヘルパーステーションおかじま重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人愛仁会		
代表者氏名	理事長 髙岡 秀幸		
本 社 所 在 地 大阪市西淀川区福町三丁目 2 番 39 号 (連絡先及び電話番号等) 06-6375-0660			
法人設立年月日 1958 年 12 月 6 日			

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーションおかじま				
介護保険指定事業所番号	大阪市指定(指定事業所番号 27270271625)				
事業所所在地	大阪市大正区南恩加島五丁目4番5号				
連 絡 先 相談担当者名	電話 06-6556-1090 ・ ファックス 06-6556-1088 相談担当者氏名 吉田 篤史 ・ 中島 久恵				
事業所の通常の 事業の実施地域	大正区 住之江区 西成区 港区 浪速区				

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 ②必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努める。 ③利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。 ④利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める ⑤大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日 但し 12月 30日~1月3日を除く
営	業時	間	午前 9 時 00 分~午後 5 時 00 分

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日~土曜日
サービス提供時間	午前 8 時 00 分~午後 6 時 00 分

(5)事業所の職員体制

|--|

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常勤名
訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。	常 勤 名
護員	3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供 責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受	非常勤 名
	けます。	

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

ナービス区分と種類	サービスの内容
	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画
A =#= T	(ケアプラン) に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ
介護計画の作成	スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を
	定めた訪問介護計画を作成します。
食事介助	食事の介助を行います。
7.淡春曲	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など
八石刀切	を行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎
特段の専門的配慮	臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、
をもって行う調理	脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養
	のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及 び軟食を除く)) の調理を行います。
	上着、下着の更衣の介助を行います。
	日常的な行為としての身体整容を行います。
	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
12 200 12 11001 100	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援の見守を を全を の見を確保 を全の の を を の を の り し の り し り り り り り り り り り り り り り り	 ○ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗助を でいます。 ○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・ 声かけを行い、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援します。 ○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援します。 ○ 認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導ののための声かけ、気分の確認などを含む。)を行いいます。 ○ 移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要なな服薬ができるよう、服薬を促します。 ○ 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服実を促しすずに、加速でもらうすに、のからないように関守り、のよいでよいの声がけが分からないの声がけいます。 ○ 本人が自ら適切な服薬を促しかり、をしてゴミ助のルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助のルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう場合としたがらから表別をしてがらから、 ○ 認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。 ○ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立する。 ○ 説知症の高齢者のための見守りしながら行うべッド服をとしたがら発動・力がら発動・力がら発動・力がら発動・力がら発動・力がら発動・力がら、 ○ 神に、を理整頓・調理、配膳、後片付け、変強確認の声がは、変労の移動・力を行って店に行き、利用者が自らのでの移動・力がでの移動・力がである。
	入浴介助 排泄 特を 更身体移服 起 自め 安時の

#	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
 活	調理	利用者の食事の用意を行います。
生活援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
[رو	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
★1 通院等のための乗車又は 降車の介助		通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移 乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になりま す。)

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 利用者の負担額について、ここでは例として1割の額を記載していますが、一定以上の所得に応じて 利用負担割合が2割又は3割を徴収する。

	サービス提供				30 分以上 1 時間未満 (単位数 426)		1 時間以上 30 分を 増すごと (単位数 624+90)		
	サービス提供	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)
	昼間 (午前8時 ~ 午後6時)	1, 990円	181 円	2, 980円	298 円	4, 737円	474 円	6, 939 円こ 101 円を加算	694 Mに 10 Mを 加算
身体介護	早朝 (午前 6 時 ~ 午前 8 時) 夜間 (午後 6 時 ~ 午後 10 時)	2, 491 円	249 Ħ	3, 725 円	373 ₱	5, 927 円	593 円	8, 674 円に 1, 257 円を 加算	867 州に 126 円を 加算

身体介護に引続き生活援助を行った場合

所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、72単位(201単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。

生活援助	サービス提供 時酸 サービス 提供時間帯	45 /	分以上 分未満 数 197)	45 分以上 (単位数 242)	
援助	昼間	2, 191 円	219 🖺	2, 691 円	269 円
	早朝・夜間	2, 736 円	274 円	3, 369 円	337 円

※ヘルパーステーションおかじまは特定事業所加算Ⅱで算定しています。

	★2 加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
要	特 定 事 業 所 加 算	(Ⅱ)所定単位数 の 10/100	左記の1割	1回当たり
要介護度に	緊急時訪問介護加算	1, 112 円	112 🖪	1回の要請に対して1回
	初 回 加 算	2, 224 円	223 円	初回のみ
よる区分な	介護職員処遇改善加算	(I)所定単位数 の245/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算 減算を加えた総単位数 (所定 単位数)
ŭ	口腔連携強化加	50 単位	左記の1割	月1回

◎ 1 単位を 11.12 円として計算しています。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給 (利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交 通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただ いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。			
	前営業日午後5時までのご連絡の場合		キャンセル料は不要です	
② キャンセル料	当日午前9時までにご連絡の場合		1提供当たりの料金の 10%を請求いたします。	
	当日午前9時までにご連絡のない場合		1提供当たりの料金の 20%を請求いたします。	
※ただし、利用者の症	状の急変や急な入院等の場	合には、キャ	ンセル料は請求いたしません。	
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。		
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共 交通機関等の交通費		実費相当を請求いたします。		

- 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について
- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等

- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座への振り込み
 - (イ)利用者指定口座からの自動振替
 - (ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助 を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 篤史
虐待防止に関する担当者	小瀧 里美 ・ 吉田 智恵美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

8 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指 します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、身体的暴力(物を投げる・叩く等の行為)、精神的暴力(怒鳴る・威圧的な態度・理不尽な要求等の行為)、セクシャルハラスメント(身体をさわる・プライベートな予定を聞く等の行為)については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。
- ※上記内容の以外でもハラスメントに該当する場合があります。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

	-
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

①緊急連絡先	氏 名
	TEL
②かかりつけ医	医療機関名
	主治医

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社 代理店 大阪病院保険サービス			
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険			
補償の概要	対人対物賠償共通・支援事業損害補償・受託財物補償・被害者治療費用他			

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、サービスの提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- 〇 このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした 日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者) <u>氏 名 (連絡先: 06-6556-1090</u>)

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月						
火						
水						
木						
金						
±						
B						
1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				円	円	

(3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無) サービス提供1回当たり… 円
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載の通りです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-③記載の通りです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4-④記載の通りです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - · 利用者の状況を正確に把握できるよう必要に応じ、状況の聞き取りのために訪問を 実施し、利用者またその家族から事情の確認を行う。
 - ・ 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ・ 相談担当者は、把握した状況についてスタッフとともに検討を行い、時下の対応を 決定する。
 - · 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者またはその家族に必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションおかじま	大阪市大正区南恩加島五丁目 4 番 5 号 電話: 06-6556-1090 FAX: 06-6556-1088 受付時間: 9:00~17:00 月曜日~土曜日
【大正区役所】 地域保健福祉課介護保険係	大阪市大正区千島二丁目 7番 95号 電話: 06-4394-9859 FAX: 06-65531983 受付時間: 9:00~17:30 月曜日~金曜日
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間:9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常磐町一丁目3番8号 電話: 06-6959-5418 FAX: 06-6949-5417 受付時間: 9:00~17:00 月曜日~金曜日

20 自己評価(自主点検)の状況

直近実施日	年	月	日	
-------	---	---	---	--

2.1 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

22 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を 行いました。

重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

事業者	所 在 地	大阪市西淀川区福町3丁目2番39号
	法人名	社会医療法人 愛仁会
	代 表 者 名	理事長 髙岡 秀幸
	事業所名	ヘルパーステーションおかじま
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住	所					
利用伯	氏	名	印				

₩Ⅲ↓	住	所	
10年入	氏	名	ED